

○自動車等運転者の行政処分に関する訓令

平成 29 年 2 月 22 日
山口県警察本部訓令第 9 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 点数制度による行政処分の事務処理

第 1 節 違反行為の発見報告及び違反等登録票の作成等（第 4 条－第 12 条）

第 2 節 違反等登録（第 13 条－第 20 条）

第 3 節 処分量定（第 21 条－第 25 条）

第 4 節 処分決定の手續（第 26 条）

第 5 節 処分の移送等（第 27 条－第 28 条）

第 6 節 処分の執行等（第 29 条－第 32 条）

第 7 節 処分執行依頼（第 33 条－第 34 条）

第 8 節 処分登録等（第 35 条－第 38 条）

第 3 章 点数制度によらない行政処分の事務処理（第 39 条・第 40 条）

第 4 章 雑則（第 41 条－第 43 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、自動車等運転者に対する行政処分について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察署等 警察署、交通部交通機動隊、同部高速道路交通警察隊及び交通事件を取り扱う所属をいう。
- (2) 警察署長等 警察署等の長をいう。
- (3) 警察官 交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。
- (4) 一般違反行為 自動車又は一般原動機付自転車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する一般原動機付自転車をいう。）（以下「自動車等」という。）の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）別表第 2 の 1 の表の上欄に掲げるものをいう。
- (5) 特定違反行為 令別表第 2 の 2 の表の上欄に掲げる行為をいう。
- (6) 違反行為 一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (7) 人身事故等 人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (8) 違反報告書 警察官が作成した違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書その他の書類で、違反事実等を認定するためのものをいう。

- (9) 違反等登録 違反登録及び事故登録をいう。
- (10) 抹消登録 違反等登録を行ったデータの不適格事由抹消をいう。
- (11) 違反等登録票 違反登録票及び事故登録票をいう。
- (12) 処分登録 違反処分登録及び事故処分登録並びに違反外処分登録をいう。
- (13) 処分猶予登録 違反処分猶予登録及び事故処分猶予登録をいう。
- (14) 処分手配登録 処分未執行者に関する手配登録をいう。
- (15) 処分短縮登録 違反処分短縮登録及び事故処分短縮登録並びに違反外処分短縮登録をいう。
- (16) 行政処分関係書類 違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に関する書類をいう。
- (17) 免許の停止等 運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (18) 行政処分 免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (19) 違反照会 免許・不適格事実照会及び行政処分事実照会をいう。
- (20) 点数通報 新規免許登録及び違反登録並びに事故登録を行った際に、警察庁長官官房技術企画課から送信される通報又は回答事項をいう。
- (21) 点数通報書 点数通報を印字した資料をいう。
- (22) 処分決定 行政処分事由に該当することとなった当該運転者に対し、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、当該運転者に対して行政処分を行うことを決定することをいう。
- (23) 処分書等 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第13の3若しくは別記様式第13の4の処分通知書又は府令別記様式第19の3の3若しくは別記様式第22の6の処分書をいう。
- (24) 処分書等の交付 処分通知書による通知又は処分書の交付をいう。
- (25) 出頭通知 処分決定を行った行政処分の対象者に対し、処分通知書による通知又は処分書を交付するための出頭を求める通知をいう。
- (26) 停止処分者講習 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習をいう。
- (27) 違反者講習 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。
- (28) 若年運転者講習 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習をいう。
- (29) 若年運転者期間 法第102条の3に掲げる期間をいう。
- (30) 処分移送通知書 法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に規定する府令別記様式第19又は別記様式第22の4の処分移送通知書をいう。
- (31) 処分事案の移送 処分事由が発生した時における運転者の住所地が、当該行政処分事由の発生地以外の都道府県警察の管轄区域内にある場合に、当該行政処分事由の発生地を管轄する公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分事由の移送をいう。
- (32) 違反者講習該当事案の移送 違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該違反者講習該当行為地以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該違反者講習該当行為地を管轄する公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。
- (33) 処分決定通知 処分決定（免許の拒否、保留を除く。以下この号及び次号に

において同じ。)を行った時における 当該処分に係る者の住所地が、当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分決定を行った旨の通知をいう。

- (34) 処分執行依頼 処分決定を行った当該者の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者に対する処分書等の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼することをいう。
- (35) 処分執行通知 処分決定通知に係る者に対して処分書等の交付をされた場合において、処分決定通知を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分執行を行った旨の通知をいう。
- (36) 処分量定基準 処分量定について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条の規定に基づき山口県公安委員会が定める処分基準をいう。
- (37) 重大違反唆し等 法第90条第1項第5号に規定する自動車運転者を唆して法の規定に違反する行為で重大なものとして令で定めるもの（以下この号において「重大違反」という。）をさせ、又は自動車等の運転者が重大違反をした場合において当該重大違反を助ける行為をいう。
- (38) 道路外致死傷 法第90条第1項第6号に規定する道路以外の場所において自動車等をその本来の用い方に従って用いることにより人を死傷させる行為をいう。
- (39) 危険性帯有 法第103条第1項第8号に規定する自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある状態をいう。
- (40) 一定の病気等 法第102条及び第107条の4に規定する臨時適性検査の受検の対象に該当するものをいう。

（処分の専決）

第3条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、90日以上免許の効力の停止に関する事務を交通部長に専決させることができる。

2 本部長は、次に掲げる事務を交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に専決させることができる。

- (1) 免許の保留
- (2) 90日未満の免許の効力の停止
- (3) 前2号に掲げる処分の際の弁明の機会の付与
- (4) 免許の保留及び効力の停止の期間の短縮
- (5) 免許の効力の停止の解除
- (6) 仮運転免許（以下「仮免許」という。）の取消し

3 運転免許課長は、前2項の規定による専決の結果を取りまとめ、毎月1回、本部長に報告するものとする。

第2章 点数制度による行政処分の事務処理

第1節 違反行為の発見報告及び違反等登録票の作成等

（違反行為の発見報告）

第4条 警察官等は、点数評価の対象となる違反行為を発見したときは、速やかに違反報告書を作成して、警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査にな

お相当の時間を要するものであるときは、当該事故登録に必要な事項を即報するものとする。

2 警察官は、点数制度による行政処分が警察官が作成した違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反報告書の記載を正確かつ明瞭に行わなければならない。

3 警察官は、違反報告書に係る人身事故等が登録除外事由に該当すると認めるときは、当該違反報告書に意見を付記するものとする。

（違反等登録票の作成）

第5条 警察署長等は、違反報告書により報告を受けた事案（送致又は通告が不相当と認める事案を除く。）について、違反等登録票を作成するものとする。

2 警察署長等は、所属職員の中から違反等登録票作成責任者を指定し、違反等登録票の作成を一元的に行わせるものとする。

（審査責任者による審査）

第6条 警察署長等は、警視又は警部の階級にある警察官の中から審査責任者を指定し、平素から違反報告書の適正な作成のための指導・教養を行わせるものとする。

2 審査責任者は、違反等登録票の作成に必要な事項が違反報告書に正確かつ明瞭に記載されているかどうかを審査し、再調査等が必要な場合には、追加調査及び訂正報告書等の作成を求めるものとする。

3 審査責任者は、人身事故等に係る違反報告書については、当該違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度に関する記載内容の不備又は事実の認定に誤りがないかどうかを審査し、再調査等が必要な場合には、追加調査及び訂正報告書等の作成を求めるものとする。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別表に基づき行うものとする。

4 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が登録除外事由に該当すると認めるときは、違反報告書に意見を付記するものとする。

（登録審査の適正な処理）

第7条 警察署長等は、違反行為の発見報告があった事案について適正に処理するため、違反等登録の原資料となった送致記録等を確認し、行政処分関係書類を作成すべき事件については確実に書類が作成されるよう指導及び監督を行うものとする。

（行政処分関係書類の送付）

第8条 警察署長等は、違反報告書の提出を受けた日の翌日（休日の場合は、その翌日）までに行政処分関係書類（次条から第11条までに規定する行政処分関係書類を除く。）を運転免許課長に送付する手続を終了するものとする。

2 警察署長等は、前項の規定により行政処分関係書類を運転免許課長に送付するときは、事実の証明に必要な調査書類を添付するものとする。ただし、前項の送付手続の期限までに当該書類を作成できないときは、追送するものとする。

（仮停止をした場合の処理）

第9条 警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）は、免許の効力の仮停止をしたときは、直ちに運転免許課長に事故登録に必要な事項を電話報告するとともに、速やかに行政処分関係書類を送付するものとする。

る。

- 2 前項の電話報告を受理した運転免許課長は、免許の効力の仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証の番号又は免許情報記録の番号を確認の上で事故登録票を作成し、直ちに事故登録を行うものとする。
- 3 運転免許課長は、第1項の電話報告を受理した場合において、他の公安委員会が法第103条第1項若しくは第2項又は第107条の5第1項若しくは第2項に規定する処分（以下「本処分」という。）を行うときは、直ちに移送先の都道府県警察に対し、免許の効力の仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証の番号又は免許情報記録の番号を電話連絡するものとする。
- 4 前項の場合において、免許の効力の仮停止をした警察署長及び高速隊長は、速やかに行政処分関係書類を当該都道府県警察に送付するものとする。
- 5 運転免許課長は、他の都道府県警察から免許の効力の仮停止について電話連絡を受理した場合で急を要するときは、事故登録が行われた直後に違反照会を行い、本処分に対する意見の聴取の準備を行うものとする。

（人身事故等の取調べの際に意見の聴取を通知した事案の処理）

第10条 前条の規定は、人身事故等の取調べの際に意見の聴取を通知した事案について準用する。

（取調べの際に意見の聴取を通知していない人身事故等に係る事案の処理）

第11条 警察署長及び高速隊長は、取調べの際に意見の聴取を通知していない人身事故等に係る事案（免許の効力の仮停止をした事案を除く。）については、事故の発生時から遅くとも48時間以内に、運転免許課長に行政処分関係書類の送付手続を終了するものとする。

（登録内容の変更等の通報）

第12条 警察署長等は、行政処分関係書類を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不相当とする事情を認めたときは、速やかにその旨を運転免許課長に連絡するものとする。

第2節 違反等登録

（行政処分関係書類受理時の措置）

第13条 運転免許課長は、行政処分関係書類を受理したときは、その受理の日又は遅くともその翌日（休日の場合は、その翌日）までに、当該行政処分関係書類に所要のコードを記載するものとする。

- 2 運転免許課長は、警部補以上の階級にある警察官の中から行政処分関係書類点検責任者を指定し、行政処分関係書類の点検を行わせるものとする。

（違反等登録票作成責任者に対する指導教養）

第14条 行政処分関係書類点検責任者は、行政処分関係書類の点検結果を踏まえ、違反等登録票作成責任者に対する指導及び教養を行うものとする。

（登録審査官による審査等）

第15条 登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分関係書類に係る交通違反又は交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が点数評価の対象となるときは、事実の認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別表に基づき行うものとする。

2 登録審査官は、審査を終了後、違反等登録を行うものとする。この場合において、審査において違反報告書の記載内容に不備があり、補完で調査を行う必要があると認めるときは、明らかに違反等登録から除外することが相当と認める場合を除き、違反等登録を行い、処分が行われるまでの間において追加調査及び訂正報告書等の作成を求めるものとする。

3 違反等登録に係る事務（違反等登録から除外するものを除く。）は、登録審査官が専決できるものとする。

（違反等登録からの除外）

第16条 登録審査官は、行政処分関係書類に係る事案について違反事実の不存在、事実誤認その他の事情があると認めたときは、当該事案を違反等登録から除外するものとする。

2 登録審査官は、違反等登録から除外するものについては、その理由を行政処分関係書類に付記した上で、運転免許課長の決裁を受けるものとする。

3 登録審査官は、次に掲げる事由に該当する交通事故については、事故登録の対象から除外しなければならない。

(1) 不可抗力によって起きたものである場合（交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。）

(2) 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合（違反行為をして交通事故を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められ、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること又はその行為に出たとしても結果回避を期待することは困難であったと認められるものをいう。）

（違反等登録除外の特例）

第17条 登録審査官は、他の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に違反等登録の変更又は違反等登録除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該公安委員会が管理する都道府県警察に差し戻し、違反等登録の変更又は違反等登録除外を依頼するものとする。

（違反等登録の変更又は除外）

第18条 登録審査官は、違反等登録を行った事案について、当該違反等登録の変更又は違反等登録除外を要すべき事由が生じたときは、違反等登録の変更又は違反等登録除外を行うものとする。

（抹消登録する場合の処理）

第19条 運転免許課長は、違反等登録を抹消登録した場合は、当該違反等登録からこれの抹消登録までの間の行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するものとする。この場合において、運転免許課長は、当該抹消登録前の違反等登録に基づく行政処分等が認められるときは、迅速かつ確実に是正措置を講じなければならない。

2 運転免許課長は、他の都道府県警察の管轄区域に住所地がある運転者の違反等登録を抹消登録した場合は、当該都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話連絡するものとする。

3 第1項の規定は、他の都道府県警察から抹消登録した旨の電話連絡を受けた場合について準用する。

4 運転免許課長は、他の都道府県警察の行政処分担当課長から抹消登録前の違反等登録に基づく行政処分等の有無について調査依頼を受けた場合は、調査を行うとともに、行政処分等が行われていることを認めたときは、当該都道府県警察の行政処分担当課長と緊密に連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(違反等登録のある者による免許取得申請時等における適切な取扱いのための措置)

第20条 運転免許課長は、違反等登録をしている者が免許の取得若しくは更新の申請又は免許の取得若しくは更新の相談を行ってきた場合は、事後の問合せ等に適切に対応するため措置内容を記録しておくよう、窓口担当者等に対する指導及び教養を行うものとする。

第3節 処分量定

(処分量定の方法)

第21条 運転免許課長は、処分に該当する旨の点数通報があったときは、処分量定基準に基づき違反行為に係る処分量定を行うものとする。

(免許の拒否又は保留に係る処分量定)

第22条 免許を受けようとする者に対する免許の拒否又は保留に係る処分量定は、警察庁が令別表第2に定める違反行為に付する基礎点数等を打ち出した点数通報の違反歴等が当該者のものであるかどうかを確認し、その後に計算した免許の停止等の回数、累積点数、免許取消歴等に応じて行うものとする。

2 既に受けている免許と異なる種類の免許を受けようとする者に対する免許の拒否又は保留に係る処分量定は、警察庁から処分通報又は処分手配通報がある場合には、現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定と同一とする。

(免許の取消し又は停止に係る処分量定)

第23条 免許の取消し又は免許の効力の停止に係る処分量定は、点数通報の処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関係書類に基づき行うものとする。

(自動車等の運転の禁止に係る処分量定)

第24条 国際運転免許証又は外国運転免許証（以下この条において「国際運転免許証等」という。）の所持者に対する自動車等の運転の禁止に係る処分量定は、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算を行い、そのほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍、住所等によって、当該違反歴等がその者のものであるかどうかを確かめ、その後に免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等に応じて行うものとする。

2 前項において、処分基準点数に該当する場合は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 国際運転免許証等の所持者の住所地が県内にあるときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関係書類に基づき処分量定を行うこと。

(2) 国際運転免許証等の所持者の住所地が県外にあるときは、点数通報書の所要欄に計算した点数を付記して、当該者の住所地を管轄する公安委員会に移送す

ること。

- 3 第1項において、処分基準点数に該当しない場合は、行政処分関係書類を保存するものとする。

(仮免許の取消しに係る処分量定)

- 第25条 仮免許の取消しに係る処分量定は、別に定めるところにより行うものとする。

第4節 処分決定の手続

(処分決定の手続)

- 第26条 運転免許課長は、処分決定に当たっては、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 法第103条第2項、第104条の2の2第2項及び第4項、第104条の2の4第1項、第2項及び第4項並びに第107条の5第1項第2号の規定に基づく行政処分に対する意見の聴取に際しては、当該処分に対する意見を付した処分量定決定決裁書に事実の証明に必要な書類を添付し、不利益処分者に関する名簿を作成の上、手続を行うこと。
- (2) 意見の聴取を終了後、免許の取消し及び自動車等の運転の禁止については、意見の聴取の内容及び当該処分に対する意見を付して公安委員会に報告し、90日以上免許の効力の停止については、意見の聴取の内容及び当該処分に対する意見を付して本部長に報告すること。
- (3) 再試験の通知をした者が再試験を受けないこと又は若年運転者講習の通知をした者が講習を受けないこと若しくは若年運転者講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に令第39条の2の2に掲げる取消しの基準に該当したことに伴う意見の聴取を終了後、実施結果を運転免許課長に通知すること。この場合において、処分を受けた者又はその代理人が正当な理由がなく出頭しない場合、その者の所在が不明であるため意見の聴取について通知を行うことができず、かつ、意見の聴取の公示をした日から30日を経過しても所在が判明しない場合又はその者の住所が他の公安委員会の管轄区域内に変更されていた場合は、当該処分決定等に必要な手続を行うこと。
- (4) 法第104条の2の規定に基づく聴聞に際しては、処分に対する意見を付した処分量定決定決裁書に重大違反唆し等、道路外致死傷、危険性帯有又は一定の病気等のいずれかに該当することの証明に必要な書類を添付し、不利益処分者に関する名簿を作成の上、手続を行うこと。
- (5) 聴聞を終了後、免許の取消し及び自動車等の運転の禁止については、聴聞の内容及び処分に対する意見を付して公安委員会に報告し、90日以上免許の効力の停止については、聴聞の内容及び処分に対する意見を付して本部長に報告すること。
- (6) 免許の拒否又は取消しについては、当該処分に関する伺書に点数通報の処分基準該当点数、当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関係書類及び免許の受験に関する書類を添付し、当該処分に対する意見を付して公安委員会に報告すること。
- (7) 免許の保留又は効力の停止については、当該処分に関する伺書に点数通報の処分基準該当点数、当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関

係書類及び免許の受験に関する書類を添付し、当該処分に対する意見を付して本部長に報告すること。

- 2 運転免許課長は、処分決定通知を行う場合は、処分決定通知書を送付して行うものとする。

第5節 処分の移送等

(処分移送通知)

第27条 法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に係る処分移送通知書の送付は、事実の証明に必要な書類のほか、点数通報書を添付するものとする。

- 2 法第104条の2の2第3項の規定に基づく処分移送通知書を送付するときは、初心運転者講習通知書、再試験通知書に係る郵便等配達証明書その他通知した事実の証明に必要な書類を添付するものとする。

- 3 法第104条の2の4第3項の規定に基づき、同条第1項に係る処分移送通知書を送付するときは、若年運転者講習の通知書に係る郵便等配達証明書その他通知した事実の証明に必要な書類を添付し、同条第2項に係る処分移送通知書を添付するときは、事実の証明に必要な書類のほか、点数通報書を添付するものとする。

(処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送)

第28条 運転免許課長は、処分事案の移送に当たっては、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 処分事案の移送は、行政処分関係書類送付書を作成して行うこと。
- (2) 違反者講習該当事案の移送は、違反者講習関係書類送付書を作成して行うこと。

- 2 前条の規定は、処分事案の移送又は違反者講習該当事案を移送する場合について準用する。

第6節 処分の執行等

(処分の執行)

第29条 運転免許課長又は警察署長は、処分の執行に当たっては、処分書等を交付して行うものとする。この場合において、運転免許課長は、免許の取消し又は免許の効力の停止に係る処分の執行に当たっては、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 意見の聴取又は聴聞を行う事案については、その行う日に処分書を交付すること。
- (2) 前号の事案以外の事案については、処分者講習の名簿を作成し、出頭通知を行う旨を記載した書類（以下「出頭通知書」という。）により講習日に出頭を求め、処分書を交付すること。
- (3) 前2号により交付できなかった者に対しては、処分者講習の名簿に基づき出頭通知書を作成して通知すること。
- (4) 違反者講習の通知を受けたが、受講しないまま受講期間を経過した者（通知の理由となった違反行為以外に違反行為をしていない者に限る。）に対しては、出頭通知書により警察署又は交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に出頭を求め、処分書を交付すること。

- 2 運転免許課長は、自所属において処分書等を交付した者については、執行通知

書により被処分者の住所地を管轄する警察署長に通知し、処分書等を交付できなかった者については、被処分者の住所地を管轄する警察署長に処分の執行を依頼するものとする。

- 3 処分書等の交付は、処分の期間の始期及び終期並びに交付（通知）年月日を処分書等に記載して行うものとする。
- 4 運転免許課長又は警察署長は、処分を執行したときは、速やかに次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 免許の取消しに当たっては、被処分者が免許証を有する者であるときは、免許証を返納させ、被処分者が免許情報記録個人番号カードを有する者であるときは、免許情報記録個人番号カードを提示させ、当該免許情報記録を抹消すること。
 - (2) 免許の効力の停止に当たっては、被処分者が免許証を有する者であるときは、被処分者が提出した免許証を保管し、被処分者が免許情報記録個人番号カードを有する者であるときは、免許情報記録個人番号カードを提示させ、当該免許情報記録を抹消すること。
- 5 警察署長は、運転免許課長の指示により処分を執行したときは、当該処分の執行に関する報告書を作成し、運転免許課に報告するものとする。
- 6 免許の効力の停止の期間が満了したとき又は免許の効力の停止の解除をしたときは、免許証の返還及び特定免許情報の記録について、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。
 - (1) 被処分者が、処分執行時に免許証を有する者であった場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める措置
 - ア 被処分者が免許証の返還のみを希望した場合 被処分者に対して免許証を返還すること。
 - イ 被処分者が免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望した場合 被処分者に対して免許証を返還するとともに、その者から特定免許情報記録申請書の提出及び個人番号カードの提示を受けて、当該個人番号カードにその者に係る特定免許情報を記録すること。
 - ウ 被処分者が特定免許情報の記録と免許証の返納を希望した場合 被処分者から免許証を返納する旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及び個人番号カードの提示を受けて、当該個人番号カードにその者に係る特定免許情報を記録すること。
 - (2) 被処分者が、処分執行時に免許情報記録個人番号カードのみを有する者であった場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める措置
 - ア 被処分者が特定免許情報の記録のみを希望した場合 被処分者から特定免許情報記録申請書の提出及び個人番号カードの提示を受けて、当該個人番号カードにその者に係る特定免許情報を記録すること。
 - イ 被処分者が特定免許情報の記録及び免許証の交付を希望した場合 被処分者から免許証の交付を受ける旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及び個人番号カードの提示を受けて、当該個人番号カードにその者に係る特定免許情報を記録すること。
 - ウ 被処分者が免許証の交付のみを希望した場合 被処分者から運転免許証交付申請書の提出を受けて、免許証を交付すること。

(処分執行の通知)

第30条 運転免許課長は、処分執行通知を行う場合は、処分執行通知書を送付して行うものとする。

- 2 第33条の処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から執行依頼処分通知書の送付を受けた後に、処分執行通知書を送付するものとする。

(停止処分者講習終了者に対する措置)

第31条 運転免許課長は、停止処分者講習を終了した者については考査を実施し、別に定める短縮日数認定基準に基づき免許の効力の停止の期間の短縮について専決の上、当該短縮に関する通知書を作成して交付するものとする。

- 2 違反者講習を終了した者については、考査を実施するものとする。

(処分未執行事案の処理)

第32条 警察署長は、次の各号に掲げる理由により処分を執行できないときは、その理由等を明らかにして関係書類を運転免許課長に返送するものとする。

- (1) 被処分者が所在不明であること
- (2) 被処分者が死亡していること
- (3) 免許が失効していること
- (4) 他の公安委員会又は他の警察署の管轄区域内に住所を変更していること

第7節 処分執行依頼

(処分執行依頼)

第33条 運転免許課長は、処分執行依頼に当たっては、処分執行依頼書に、行政処分に係る者に交付する処分書等及び不服申立てに関する書面並びに当該処分に係る違反事故処分・短縮・手配等登録票の写しを添付して行うものとする。

- 2 前項の場合において、処分決定通知とともに、処分執行依頼を行う場合は、処分決定通知書及び処分執行依頼書に代わり、処分決定通知・処分執行依頼書によるものとする。

(処分執行依頼を受けた場合の措置)

第34条 運転免許課長は、処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付する場合は、第29条の規定に準じて行うものとする。

- 2 前項の規定により処分書等を交付したときは、返納され、又は提出された免許証（被処分者が処分執行時に免許証を有する者である場合に限る。）とともに、執行依頼処分通知書に当該行政処分に係る者の処分書等の写し等を添付して、処分執行依頼をした公安委員会に送付するものとする。ただし、免許の効力の停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれるなど、当県警察において免許証を返還することが適当と認められるときは、執行依頼処分通知書の末尾に「運転免許証は、当県において返還」と記載し、当該免許証は送付しないものとする。
- 3 被処分者が停止処分に伴う免許情報記録の抹消を受けている場合であって、停止期間の満了又は停止処分の解除に際して個人番号カードへの特定免許情報の記録を希望したときは、当県警察において特定免許情報の記録（初回の特定免許情報の記録に限る。）を行うものとする。

この場合において、被処分者が処分執行時に免許証及び免許情報記録個人番号カードを有していた場合は、免許証の返還を当県警察において行う場合に限り、当県警察において特定免許情報の記録ができるものとし、かつ、当該特定免許情

報の記録は免許証の返還と同一機会に限るものとする。

第8節 処分登録等

(処分登録)

第35条 運転免許課長は、処分登録は、原則として被処分者に対して処分書等を交付した日に行うものとする。

(処分猶予登録)

第36条 運転免許課長は、処分猶予登録に当たっては、当該処分猶予登録に係る処分量定決定決裁書に赤色で「処分猶予」との記載等をするものとする。

(処分手配登録)

第37条 運転免許課長は、処分執行依頼に係る事案については、処分手配登録をした後、処分執行依頼書を送付するものとする。

2 運転免許課長は、違反者講習通知を行った者で、違反者講習を受講せず所在不明と認めた者については、処分手配登録をするものとする。

3 運転免許課長は、前2項の規定により処分手配登録をする場合以外の場合における処分手配登録は、原則として次に掲げる者について行うものとする。

(1) 1回目の出頭を求める通知において所在不明と認めた者

(2) 2回目の出頭を求める通知に応じない者

(3) 前2号に掲げる者のほか、処分手配登録を必要と認めた者

(処分短縮登録)

第38条 運転免許課長は、処分短縮登録は、原則として処分の短縮を決定した日に行うものとする。

2 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。

3 停止処分者講習の受講の申出があった場合に、他の都道府県警察の管轄区域内に住所を変更した旨の申出があったときの当該処分短縮登録は、次のとおり行うものとする。

(1) 処分書等の提示を求めて処分の事実を確認すること。

(2) 処分を行った都道府県警察に連絡して、違反事故処分・短縮・手配等登録票の作成に必要な事項を確認すること。

(3) 処分の短縮を決定したときは、前号により作成した違反事故処分・短縮・手配等登録票に基づき登録を行うこと。

第3章 点数制度によらない行政処分の事務処理

(重大違反唆し等事案)

第39条 警察署長等は、処分量定基準に該当する重大違反唆し等、道路外致死傷、危険性帯有又は一定の病気等の事案（以下この条において「重大違反唆し等事案」という。）を認知したときは、違反等登録票に事実の証明に必要な書類を添付して運転免許課長に送付し、行政処分の上申を行うものとする。

2 運転免許課長は、前項の上申を受けたときは、事案の内容を審査した上、処分量定基準に基づき処分量定を行うものとする。

3 第26条から第38条までの規定は、重大違反唆し等事案について準用する。

(一定の病気等による免許の保留及び拒否並びに暫定停止)

第40条 運転免許課長は、臨時適性検査を受けるべき者又は医師の診断書を提出すべき旨命じられた者については、受検するまでの間、免許を保留するものとする。

る。

- 2 一定の病気等による免許の保留及び拒否並びに法第104条の2の3第1項に規定する免許の効力の停止については、別に定めるところにより手続を行うものとする。
- 3 第26条から第38条までの規定は、一定の病気等による免許の保留及び拒否並びに前項の免許の効力の停止について準用する。

第4章 雑則

(弁明の機会の付与に関する手続)

第41条 運転免許課長は、法第90条第4項、第7項及び第14項、第103条の2第2項、第104条の2の3第2項並びに行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に基づき弁明の機会を付与する場合は、弁明の機会の付与に関する通知を行い、被処分者又はその代理人から弁明の申出があった場合においては、巡査部長以上の階級にある警察官に弁明事項を録取させるものとする。

- 2 前項の規定は、警察署長が運転免許課長から弁明の機会の付与に関する通知を行った後の手続について依頼を受けた場合について準用する。

(行政処分関係書類等の保存)

第42条 行政処分関係書類等の保存期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般違反行為を理由として処分を執行した事案については、8年
- (2) 特定違反行為を理由として処分を執行した事案については、13年
- 2 処分を決定したが処分書等を交付できなかった事案で、処分手配登録をしたものに係る関係書類の保存期間は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 一般違反行為を理由として処分を決定した事案については、11年
 - (2) 特定違反行為を理由として処分を決定した事案については、16年
- 3 処分の決定の理由が、一般違反行為及び特定違反行為のいずれでもない事案に係る関係書類は、当分の間、保存するものとする。
- 4 処分猶予とした事案に係る関係書類の保存期間は、5年とする。
- 5 前各項の事案以外の事案に係る関係書類の保存期間は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 交通違反については、警察署等ごとに、発生年月日順に整理して13年
 - (2) 交通事故については、警察署等ごとに、別に定める行政処分原票に付する番号順に整理して13年

(その他)

第43条 この訓令に定めるもののほか、自動車等運転者の行政処分の事務処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成31年2月26日本部訓令第1号）

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和元年11月21日本部訓令第7号）

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和4年5月10日本部訓令第20号）

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日本部訓令第１６号）
この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年６月１９日本部訓令第１９号道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令２条による改正附則）
この訓令は、令和５年７月１日から施行する。

附 則（令和７年３月１７日本部訓令第１６号）
この訓令は、令和７年３月２４日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日本部訓令第２５号）
この訓令は、令和７年４月１日から施行する。